

～西東京市国民健康保険にご加入中の方へ～

高額療養費のお知らせ※同封の返信用封筒でご申請ください

●高額療養費制度とは

高額療養費制度とは、医療機関等で1か月間の自己負担額（3割又は2割）が高額になった場合、年齢や所得に応じて設定された自己負担限度額を超えた分を支給する制度です。

●自己負担限度額について

【70歳未満の方の自己負担限度額】

令和8年8月～令和9年7月診療分

所得要件	区分	3回目まで	4回目以降（※3）	年間上限（※4）
所得（※1）が901万円を超える	ア	270,300円 +（医療費－901,000円）×1％	140,100円	168万円
所得（※1）が600万円を超え901万円以下	イ	179,100円 +（医療費－597,000円）×1％	93,000円	111万円
所得（※1）が210万円を超え600万円以下	ウ	85,800円 +（医療費－286,000円）×1％	44,400円	53万円
所得（※1）が210万円以下 （住民税非課税世帯を除く）	エ	61,500円	44,400円	53万円*
住民税非課税世帯（※2）	オ	36,900円	24,600円	29万円

医療機関（入院・外来は別）ごとに窓口負担が21,000円以上になるものが合算の計算対象となります。

【70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額】

令和8年8月～令和9年7月診療分

負担割合	所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	年間上限（※4）
3割	現役並み 所得者	Ⅲ（課税所得 690万円以上）	270,300円＋（医療費－901,000円）×1％【140,100円（※3）】		168万円
		Ⅱ（課税所得 380万円以上）	179,100円＋（医療費－597,000円）×1％【93,000円（※3）】		111万円
		Ⅰ（課税所得 145万円以上）	85,800円＋（医療費－286,000円）×1％【44,400円（※3）】		53万円
2割	一般（課税所得145万円未満等）		22,000円 〔外来年間上限216,000円〕（※4）	61,500円 【44,400円（※3）】	53万円*
	住民税非課税世帯（※2）	低Ⅱ	11,000円 〔外来年間上限96,000円〕（※4）	25,700円 【24,600円（※3）】	29万円
		低Ⅰ	8,000円	15,700円	18万円

*年収約200万円までの区分と確認できた方は41万円（償還払い）となります。

※1 療養のあった月の属する前年（1月から7月までの場合は前々年）の国保加入者（同一世帯）の基礎控除後の総所得金額等の合計です。世帯主と国保加入者のうち、住民税申告をしていない方がいる場合には、区分アとみなされます。

※2 世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の場合に該当します。

※3 過去12か月以内に、同一世帯で高額療養費に3回該当している場合の4回目からの限度額です。

※4 年間上限額は8月から翌年7月までの累積額に対して適用されます。

※5 75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1になります。

●高額療養費の申請期限

申請をすることができる日（該当通知及び申請書の受取日）より、2年となります。2年を経過すると時効により支給することができません。

●記入方法

- 1 世帯主欄の記入
住所・個人番号（マイナンバー）・氏名・電話番号を記入してください。
- 2 振込先の記入
銀行口座情報を記入してください。原則は世帯主様の口座への振込となります。
- 3 支払い状況欄の記入
記載された医療機関へのお支払いが済んでいる場合はチェックを入れてください。
※国・都の医療費助成制度により一部負担金のお支払いがない場合もチェックを入れてください。
- 4 交通事故等の第三者行為に関する確認欄
交通事故等の第三者の行為による怪我の診療がない場合は、「無」にマルをしてください。
もし該当する場合はページ下部のお問い合わせ先までご連絡ください。

●年間上限額について（令和8年8月新設）

毎年8月1日から翌年の7月31日までの12か月間の医療費が年間上限額に達した場合、それ以上の医療費が還付となります。

これにより、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- ・これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- ・見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方・現在、毎月高額療養費を利用している方
- ・きわめて高額な医療を受けた方

なお、還付対象となる方には、保険年金課からお知らせなどをお送りする予定です。

還付の申請方法については検討中です。